

# 南島原市景観計画

平成 23 年 4 月 1 日施行  
平成 25 年 4 月 1 日改定

南島原市

# 南島原市景観計画

## 目次

第1章 景観計画の区域	1
1. 景観計画の区域	1
2. 重点地区	1
第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	3
1. 景観まちづくりのテーマ	3
2. 景観まちづくりの目標と景観形成方針	4
3. 景観まちづくりの進め方	6
4. 原城跡・日野江城跡周辺重点地区の景観形成方針	7
第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	11
1. 市全域の良好な景観の形成のための行為の制限（重点地区を除く）	11
2. 原城跡・日野江城跡周辺重点地区の良好な景観の形成のための行為の制限	13
第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針	17
1. 景観重要建造物の指定の方針	17
2. 景観重要樹木の指定の方針	17
第5章 良好な景観の形成のために必要な事項	18
1. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の 設置に関する行為の制限に関する事項	18
2. 景観重要公共施設の整備に関する事項	18
3. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	18
4. 自然公園法の許可の基準に関する事項	19
巻末資料	
・原城跡・日野江城跡周辺重点地区の範囲図と境界線の属性	
・原城跡・日野江城跡周辺重点地区に含まれる字（あざ）	
・原城跡・日野江城跡周辺重点地区に含まれる字（あざ）一覧表【北有馬町・南有馬町】	

# 第1章 景観計画の区域

## 1. 景観計画の区域

南島原市全域を景観計画区域とする（一部地先公有水面を含む）。

## 2. 重点地区

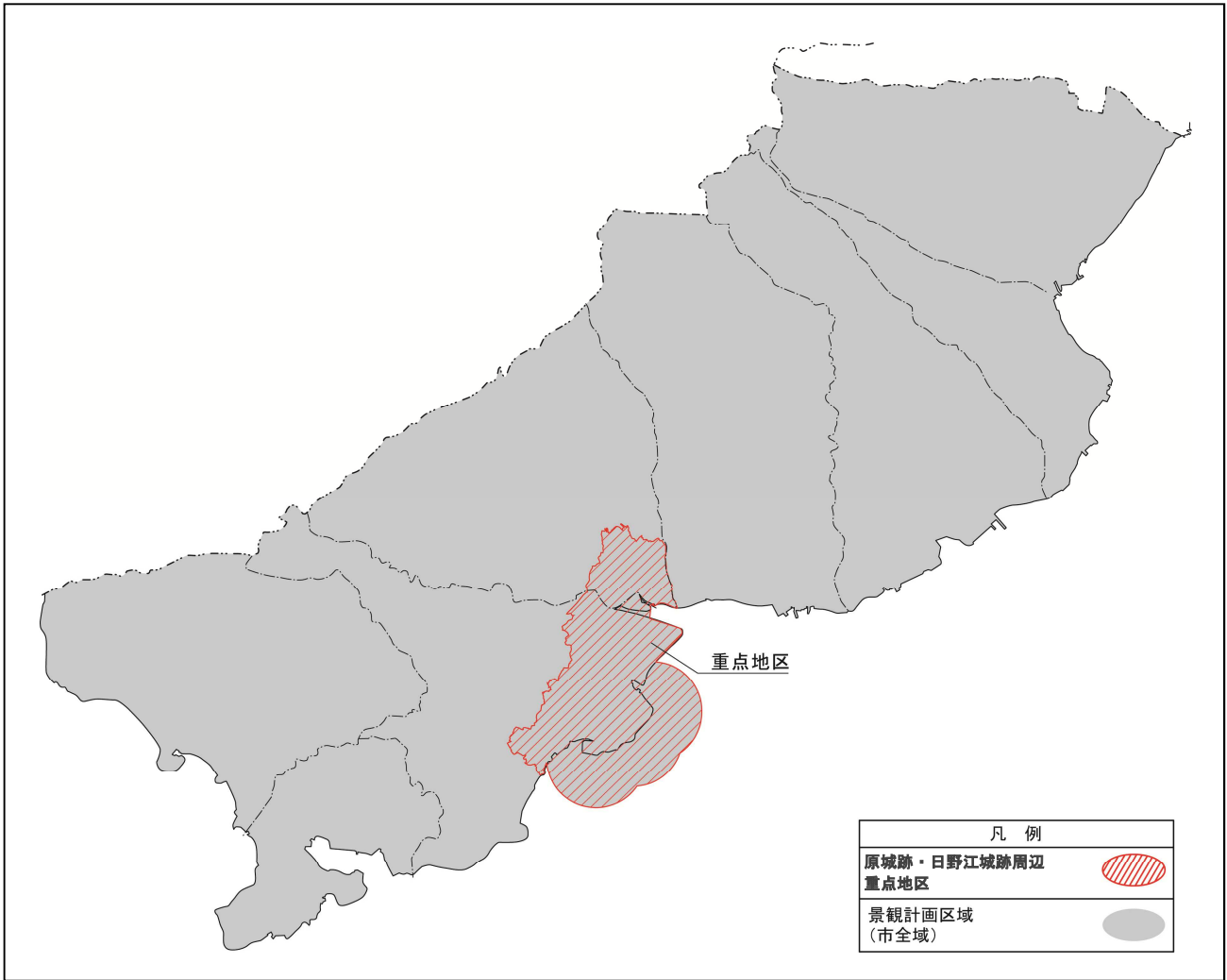
景観計画区域のうち、本市を代表する景観資源や歴史的資源が存する地区、様々な都市機能が集積する地区など、本市の景観形成を推進していく上で、特に重点的な取り組みが必要と認められる地区を重点地区として設定し、重点的に景観形成施策を推進する。

具体的には、以下に示す「原城跡・日野江城跡周辺重点地区」を重点地区として指定し、重点的な景観形成施策を推進するものとする。

表：重点地区の名称及び内容

名称	内容
原城跡・ 日野江城跡 周辺重点地区	本市の歴史的資源を広くアピールし本市の景観まちづくりを先導する地区として、本市が誇る歴史的資源である原城跡及び日野江城跡を含み、この相互の良好な眺望景観を形成する区域を重点地区として設定する。

また、「景観まちづくりの目標と景観形成方針」を踏まえ、他の南島原市全体に点在する景観資源については、周辺の住民による景観まちづくりに対する気運の高まりに応じて、「重点地区」の指定を拡大、追加するものとする。



図：景観計画区域及び原城跡・日野江城跡周辺重点地区

※原城跡・日野江城跡周辺重点地区の範囲及び重点地区に含まれる字（あざ）は、巻末資料を参照。

## 第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

### 1. 景観まちづくりのテーマ

本市においては、南島原市総合計画で、「太陽の恵みと世界遺産のまち 南島原」として、「生活重視の安心・安全のまち」「自然・歴史・食の産地を地域ブランドにひとときわ輝くまち」「ずっと働ける元気な産業のまち」を将来像として掲げている。

本景観計画においては、南島原市の豊かな自然や歴史、産業を活かし、市民が誇りを持って住み続けられるとともに、来訪者が増加し交流や観光振興により市が活性化することを目指し、以下のような景観まちづくりのテーマを設定する。

＜景観まちづくりのテーマ＞

**郷土の自然・歴史を宝に、住む人・訪れる人が輝く景観まちづくり**

## 2. 景観まちづくりの目標と景観形成方針

景観まちづくりのテーマの実現のため、市全域では次の5つの目標とそれぞれの基本方針を定め、魅力ある景観まちづくりを推進する。

### 目標①：雄大な自然景観・農地景観の保全・活用による景観まちづくり

本市の景観の第一の特徴は、雲仙岳への雄大な眺望、雲仙岳裾野に広がる広大な畑作地帯、山間に拓かれた段畑や棚田の風景、南部エリアを中心とした変化に富んだ海岸線、世界ジオパークに認定された島原半島ジオパークの地形・地質遺産など、良好な自然景観や農地景観である。

本市を代表する景観として、豊かな自然景観や、山並みや島原湾への眺望と調和した良好な農地景観の保全・活用による景観まちづくりを推進する。

#### 【景観形成方針】

- ・ 雲仙岳や海への眺望景観の保全
- ・ 貴重な森林資源の維持・保全・活用
- ・ 雲仙岳の裾野に広がる畑作地帯、海に向かって広がる畑地、山あい拓かれた段畑や棚田など、特徴的な田園景観の保全・継承
- ・ 龍石海岸などの学術的にも貴重な地形・地質遺産の保全と活用
- ・ 変化に富んだ海岸景観の保全と活用
- ・ 山あいを流れる美しい川や滝・石橋群などの豊かな水辺景観の保全と活用



雲仙岳への眺望



雲仙岳の裾野に広がる畑作地帯



原城跡周辺の畑地と海への眺望



谷水棚田



龍石海岸



山間部の石橋群

## 目標②：本市の歴史的資源を広くアピールする景観まちづくり

本市を代表する歴史的資源である原城跡及び日野江城跡をはじめとして、本市の各所に分布する多様な歴史的資源を顕在化する取り組みを進めることにより、地域住民や来訪者が本市の歴史を景観的に体験できるよう、本市の歴史的資源を広くアピールする景観まちづくりを推進する。

### 【景観形成方針】

- ・原城跡や日野江城跡周辺などにおける先導的・戦略的な景観形成
- ・吉利支丹墓碑やその他の遺跡など、地域に埋もれてしまいがちな歴史資源を景観的に体験できる方策の推進
- ・市民が誇れる身近な歴史的景観資源の掘り起こしと活用



日野江城跡



原城本丸跡



吉利支丹墓碑

## 目標③：市民の暮らしを豊かにする景観まちづくり

市民にとって、日常の暮らしの場が常に心地よい空間であることが、定住促進の観点からも重要であり、市民一人一人が景観の維持・向上に対する意識を持ち、景観づくりのルールへの遵守や、景観形成への身近な活動などへの参加を促進し、市民の暮らしを豊かにする景観まちづくりを推進する。

### 【景観形成方針】

- ・宅地周りの緑化推進等による潤いのある住宅地景観の形成
- ・店舗の看板や正面の外観の統一等による良好な商店街景観の形成
- ・道路、河川、公園などにおける市民の清掃活動等に対する支援による景観形成への身近な活動の推進



緑豊かな住宅地の例



建物の正面の外観や高さを統一した例



市民による清掃活動の例

#### 目標④：交流と賑わいを演出する景観まちづくり

旧町の中心部や港など、市民や来訪者が集まる拠点周辺において、市民や来訪者が親しみ、集い、賑わいが生まれる景観まちづくりを推進する。

##### 【景観形成方針】

- ・ 交通拠点等における市の玄関口に相応しい賑わいのある景観形成
- ・ 自然と海と人が調和した港町らしい景観形成



みずなし本陣深江



ロノ津港

#### 目標⑤：景観資源を繋ぎ来訪者が快適に回遊できる景観まちづくり

来訪者からの主要ルートとなる国道 251 号やグリーンロードなどの幹線道路沿道において、良好な沿道景観の形成誘導を図り、観光ルートとしての魅力向上を図ることにより、来訪者が快適に回遊できる景観まちづくりを推進する。

##### 【景観形成方針】

- ・ 幹線道路沿道における良好な沿道景観の保全・形成と誘導
- ・ 幹線道路等における街路樹の整備や無電柱化・ガードレールの美化等、良質な道路空間の形成
- ・ 主要観光ルート上における眺望・展望箇所等の充実



国道 251 号沿道



グリーンロード沿道（西望大橋）

### 3. 景観まちづくりの進め方

良好な景観形成を推進していくためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら協働して取り組むことが必要である。

景観まちづくりのテーマである「郷土の自然・歴史を宝に、住む人・訪れる人が輝く景観まちづくり」の理念を各主体が共有し、協働で取り組む景観まちづくりを推進する。



### 3. 原城跡・日野江城跡周辺重点地区の景観形成方針

本市の景観形成を推進していく上で、特に重点的な取り組みが必要と認められる原城跡・日野江城跡重点地区においては、以下の景観形成方針を定め景観まちづくりを推進する。

表：「原城跡・日野江城跡周辺重点地区」のゾーン別景観形成方針（1）

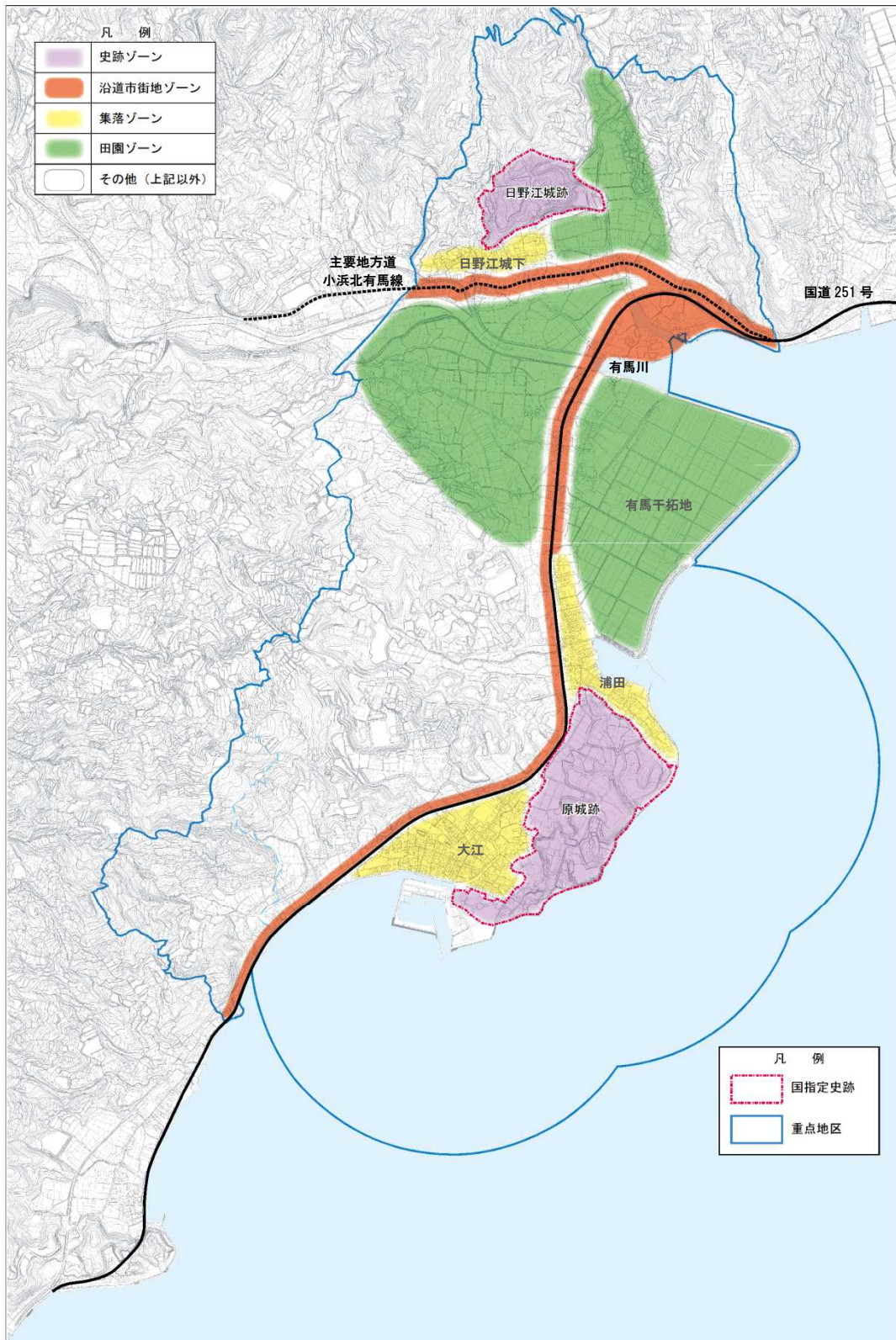
重点地区のゾーン	景観形成方針
全 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原城跡及び日野江城跡からの相互の眺望景観を保全するため、低地部に広がる農地・市街地における良好な景観の保全と育成を図る。</li> <li>・原城跡及び日野江城跡史跡からの眺望の要素である市街地・集落・田園・山並みの景観を保全するため、現状変更によるこれらの景観への影響を最小限にするよう努める。</li> </ul> <div style="text-align: center;">  <p>原城跡から雲仙山系方面の眺望</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>日野江城跡から原城跡方面の眺望</p> </div>

表：「原城跡・日野江城跡周辺重点地区」のゾーン別景観形成方針（2）

重点地区のゾーン	景観形成方針
<p>史跡ゾーン (原城跡)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保護法等と連携し、史跡としてのゾーンの特性に応じた景観の保全を図る。</li> <li>・ゾーン内から周辺の畑地、雲仙岳や有明海への眺望景観の保全を図る。</li> <li>・ゾーン内における建築物等の建設等現状変更にあたっては、遺構の保護を前提に、周辺景観との調和を図る。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p style="text-align: center;">本丸跡から有明海を望む    本丸跡から城下（大江）を望む    本丸跡</p>
<p>史跡ゾーン (日野江城跡)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保護法等と連携し、史跡としてのゾーンの特性に応じた景観の保全を図る。</li> <li>・ゾーン内から周辺の田園地帯、原城方向への眺望景観の保全を図る。</li> <li>・ゾーン内における建築物等の建設等現状変更にあたっては、遺構の保護を前提に、周辺景観との調和を図る。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p style="text-align: center;">本丸跡から原城方面を望む    大手門跡付近    南東から見た日野江城跡</p>
<p>沿道市街地ゾーン (国道 251 号・主要地方道小浜北有馬線沿道)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本重点地区の主要道路であるとともに来訪者の主要ルートでもあることから、観光ルートとしての魅力向上を目指し、良好な沿道景観の形成に努める。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">国道 251 号沿道    小浜北有馬線沿道</p>

表：「原城跡・日野江城跡周辺重点地区」のゾーン別景観形成方針（3）

重点地区のゾーン	景観形成方針
<p>集落ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゾーンに残る伝統的な石組み、白壁、農家住宅などを地区の宝として認識しこれらの保存・継承に努めるとともに、建築物等の建設等に当たっては、周辺景観との調和に努める。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <span>大井の街並み</span> <span>浦田の街並み</span> <span>日野江城下の街並み</span> </div>
<p>田園ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸部や河川沿いに広がる田園風景は本重点地区の景観にとって重要な要素であり、農業振興地域の整備に関する法律等と連携しこれら田園景観の保全に努める。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <span>有馬干拓地</span> <span>有馬川</span> <span>日野江城跡東側の田園</span> </div>
<p>その他（上記以外）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡からの眺望景観の背景となる山並みの景観の保全に努める。</li> <li>・自然の海岸の緑を極力保全するとともに、護岸等の工作物の建設等に当たっては、周辺景観との調和に努める。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <span>重点地区南端付近より南有馬の市街地を望む</span> <span>山あいの農地（南有馬町）</span> <span>日野江城跡より東を望む</span> </div>



図：原城跡・日野江城跡周辺重点地区・ゾーニング

### 第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

#### 1. 市全域の良好な景観の形成のための行為の制限（重点地区を除く）

市全域において良好な景観を形成していくために、景観に大きな影響を及ぼす大規模な建築物または工作物等について、以下のような行為の制限を定める。

##### （1）届出対象行為

行為	規模	行為の種類
建築物	高さが15mを超えるもの、または4階以上のもの、または、延床面積が1,000㎡を超えるもの	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕等（修繕、若しくは模様替または色彩の変更をいう。以下同じ。）でその修繕等に係る部分の面積が、通常望見できる外観の2分の1を超えるもの
工作物	高さが15mを超えるもの	新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等でその修繕等に係る部分の面積が、通常望見できる外観の2分の1を超えるもの
開発行為	・都市計画区域内：開発区域の面積が3,000㎡以上のもの ・都市計画区域外：開発区域の面積が10,000㎡以上のもの	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

##### （2）届出対象行為の適用除外

届出対象行為のうち、以下に該当するものについては、届出の適用を除外する。

- ① 景観法第16条第7項に掲げる行為※
- ② 農地内に設けるビニールハウスその他これに類する工作物の建設等で、観賞用又は生産販売施設として不特定多数の人が利用するものは除く
- ③ 自然公園法により許可、届出を要する行為
- ④ 長崎県自然公園条例により許可、届出を要する行為

※主な行為は以下のとおり

- ・通常の管理行為、軽易な行為
- ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・農林漁業を営むために行う軽易な行為
- ・文化財保護法、屋外広告物法により許可、届出等を要する行為

### (3) 届出行為に係る基準

行 為	基 準	
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」の「2. 景観まちづくりの目標と景観形成方針」に沿ったものとするよう努める。</li> <li>●行為の制限の対象となる行為はその規模が大きいものであり、行為地周辺の景観に与える影響が大きいことから、周辺地区における景観の特徴との調和に配慮し、当該行為が良好な景観の形成に寄与するよう努める。</li> </ul>	
建築物	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な沿道空間を形成するため道路から後退し、オープンスペースを確保するよう努める。</li> <li>・敷地内にゆとりを持たせるよう、壁面位置は近隣との連続性に配慮するよう努める。</li> </ul>
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・眺望箇所からの眺望に配慮するとともに、背後の景観への眺望を極度に妨げないものとするよう努める。</li> <li>・行為地が山稜付近の場合は、稜線を乱さないよう努める。</li> </ul>
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の景観に調和し、全体的に統一感のある意匠とするよう努める。</li> <li>・旧来からの街並みが形成されている地区における場合には、街並みとの調和及び連続性に配慮した意匠とするよう努める。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低彩度の色彩を基調とし、けばけばしい色彩となることを避け、また周辺の基調となる景観や建築物等と調和するよう努める。</li> </ul>
	外構・設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外構は、地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化に努める。</li> <li>・柵・塀などを設ける場合は、建築物本体と調和するよう形態や色彩を工夫し、地域の景観に馴染むよう努める。</li> <li>・空調室外機、ガスボンベ、給水塔、電気室、ゴミ置き場、倉庫など、屋外に設ける施設・設備は、公共空間から目立たない位置に設けるか、建物本体への取り込みや覆いなどにより見えがかりに配慮するよう努める。</li> </ul>
	屋外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その位置、デザインに配慮するとともに、積極的な緑化に努める。</li> </ul>
工作物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・眺望箇所からの眺望に配慮するとともに、背後の景観への眺望を極度に妨げないものとするよう努める。</li> <li>・行為地が山稜付近の場合は、稜線を乱さないよう努める。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低彩度の色彩を基調とし、けばけばしい色彩となることを避け、また周辺の基調となる景観や建築物等と調和するよう努める。</li> </ul>
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発後の土地の地形や地勢が、周辺景観との調和に配慮するよう努める。</li> <li>・法面が生じる場合は、周辺景観との調和に配慮し、適切な緑化に努める。</li> <li>・擁壁等の構造物を設ける場合は、樹木の保全又は植栽などによる遮蔽措置を行うなど、景観に与える影響を低減するよう努める。</li> </ul>	

## 2. 原城跡・日野江城跡周辺重点地区の良好な景観の形成のための行為の制限

重点地区は、本市の景観形成を推進していく上で、特に重点的な取組みが必要な地区であり、市全域における届出対象行為・基準に加え、よりきめ細かく、以下のような行為の制限を定める。

### (1) 届出対象行為

行 為	規 模	行為の種類
建築物	高さが10mを超えるもの、または3階以上のもの、または、延床面積が500㎡を超えるもの	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕等（修繕、若しくは模様替または色彩の変更をいう。以下同じ。）でその修繕等に係る部分の面積が、通常望見できる外観の2分の1を超えるもの
工作物	高さが10mを超えるもの	新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等でその修繕等に係る部分の面積が、通常望見できる外観の2分の1を超えるもの
開発行為	開発区域の面積が3,000㎡以上のもの	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
土地の形質の変更	行為に係る部分の面積が3,000㎡以上のもの	土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他土地の形質の変更
木竹の植栽又は伐採	行為に係る部分の面積が3,000㎡以上のもの	木竹の植栽又は伐採
屋外における物件の堆積	その期間が90日を超え、かつ行為地の面積が500㎡を超えるものまたは高さが5mを超えるもの	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
水面の埋立て又は干拓	行為に係る部分の面積が3,000㎡以上のもの	水面の埋立て又は干拓

### (2) 届出対象行為の適用除外

届出対象行為のうち、以下に該当するものについては、届出の適用を除外する。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 景観法第16条第7項に掲げる行為</li> <li>② 農地内に設けるビニールハウスその他これに類する工作物の建設等で、観賞用又は生産販売施設として不特定多数の人が利用するものは除く</li> </ul> |
|---|

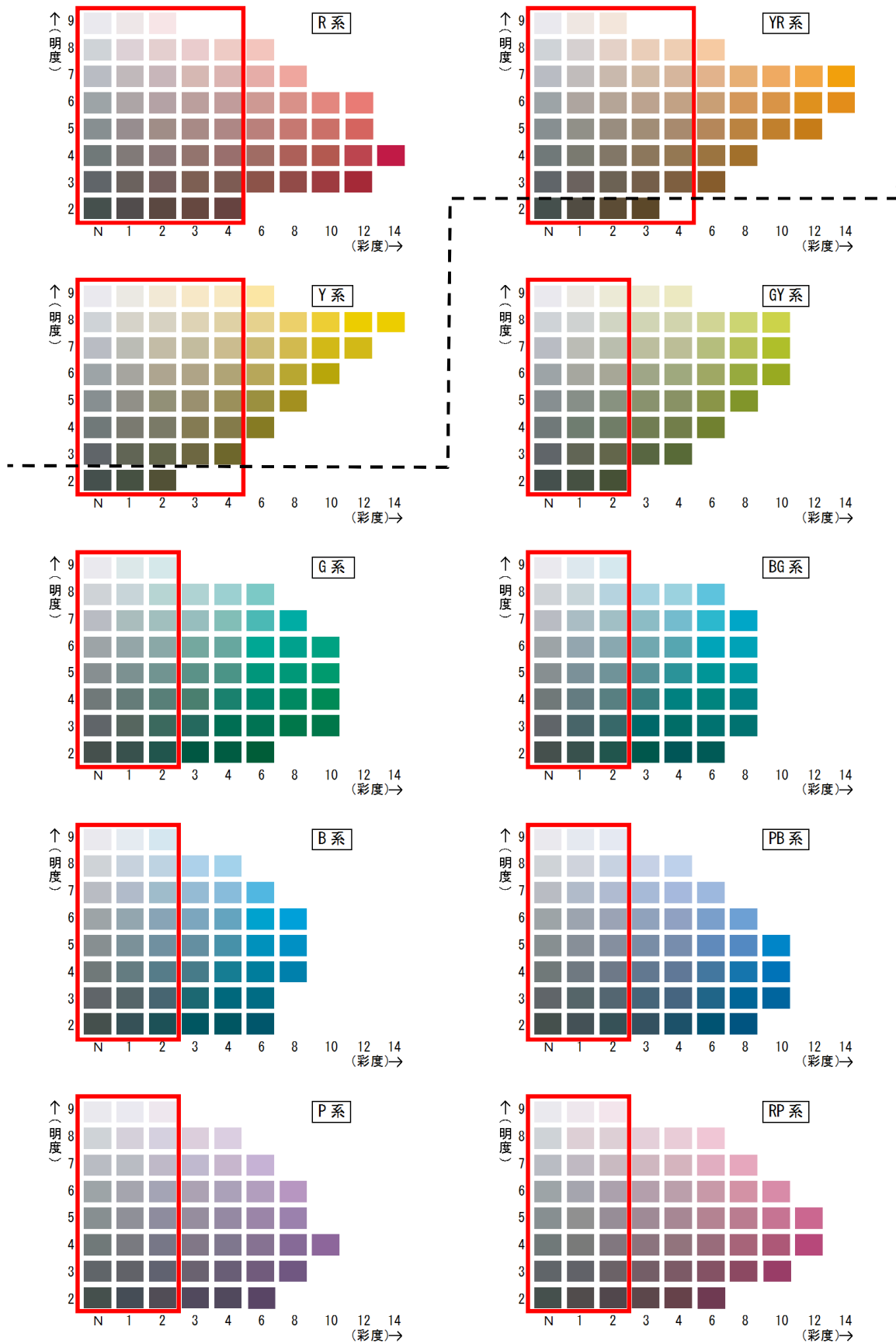
### (3) 届出行為に係る基準

行 為	基 準	
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」の「3. 原城跡・日野江城跡周辺重点地区の景観形成方針」に沿ったものとするよう努めること。</li> <li>●原城跡及び日野江城跡からの眺望景観の保全に努めるとともに、周辺地区における景観の特徴との調和に配慮し、当該行為が良好な景観の形成に寄与するよう努める。</li> </ul>	
建築物	配置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な沿道空間を形成するため道路から後退し、オープンスペースを確保するよう努める。</li> <li>・敷地内にゆとりを持たせるよう、壁面位置は近隣との連続性に配慮するよう努める。</li> <li>・史跡ゾーン内にあっては、遺構の保護を前提に、必要最小限の規模とするよう努める。</li> </ul>
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・眺望箇所からの眺望に配慮するとともに、背後の景観への眺望を極度に妨げないものとするよう努める。</li> <li>・行為地が山稜付近の場合は、稜線を乱さないよう努める。</li> <li>・高さは原則として15m以下とする。やむを得ずそれを超える場合は、原城本丸跡及び日野江城本丸跡相互の眺望を著しく阻害することのない高さとし、周辺景観との調和を図る。</li> </ul>
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の景観に調和し、全体的に統一感のある意匠とするよう努める。</li> <li>・旧来からの街並みが形成されている地区における場合には、街並みとの調和及び連続性に配慮した意匠とするよう努める。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低彩度の色彩を基調とし、けばけばしい色彩となることを避け、また周辺の基調となる景観や建築物等と調和するよう努める。</li> <li>・基調となる色彩は、マンセル値により次のとおりとする。(別表参照) <ul style="list-style-type: none"> <li>○R、YR、Yの色相：彩度4以下</li> <li>○その他の色相：彩度2以下</li> </ul> </li> <li>※ただし、次に該当するものについては、この限りではない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①石材、煉瓦等の素地の色</li> <li>②アクセント色として着色される部分（外壁の各方面の見附面積の10%以下とする）の色彩</li> </ul> </li> </ul>
	外構・設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外構は、地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化に努める。</li> <li>・柵・塀などを設ける場合は、建築物本体と調和するよう形態や色彩を工夫し、地域の景観に馴染むよう努める。</li> <li>・空調室外機、ガスボンベ、給水塔、電気室、ゴミ置き場、倉庫など、屋外に設ける施設・設備は、公共空間から目立たない位置に設けるか、建物本体への取り込みや覆いなどにより見えがかりに配慮するよう努める。</li> </ul>
	屋外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その位置、デザインに配慮するとともに、積極的な緑化に努める。</li> </ul>



行 為	基 準	
工作物	高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・眺望箇所からの眺望に配慮するとともに、背後の景観への眺望を極度に妨げないものとするよう努める。</li> <li>・行為地が山稜付近の場合は、稜線を乱さないよう努める。</li> <li>・高さは原則として15m以下とする。やむを得ずそれを超える場合は、原城本丸跡及び日野江城本丸跡相互の眺望を著しく阻害することのない高さとし、周辺景観との調和を図る。</li> <li>・史跡ゾーン内にあつては、遺構の保護を前提に、必要最小限の規模とするよう努める。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低彩度の色彩を基調とし、けばけばしい色彩となることを避け、また周辺の基調となる景観や建築物等と調和するよう努める。</li> <li>・基調となる色彩は、マンセル値により次のとおりとする。(別表参照) <ul style="list-style-type: none"> <li>○R、YR、Yの色相：彩度4以下</li> <li>○その他の色相：彩度2以下</li> </ul> </li> <li>※ただし、次に該当するものについては、この限りではない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①石材、煉瓦等の素地の色</li> <li>②アクセント色として着色される部分（外壁の各方面の見附面積の10%以下とする）の色彩</li> </ul> </li> </ul>
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発後の土地の地形や地勢が、周辺の景観に馴染むよう配慮する。</li> <li>・法面が生じる場合は、周辺景観との調和に配慮し、適切な緑化に努める。</li> <li>・擁壁等の構造物を設ける場合は、樹木の保全又は植栽などによる遮蔽措置など、景観に与える影響を低減するよう努める。</li> </ul>	
土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共空間からの視認性や周辺景観に配慮し、植栽などで遮蔽措置を講じるよう努める。</li> <li>・跡地の整正を行うとともに、緑化措置を講じるよう努める。</li> </ul>	
木竹の植栽又は伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木竹の伐採の規模はできるだけ小規模とするとともに、周辺景観との調和に配慮するよう努める。</li> <li>・木竹の伐採を行う場合は、森林の適切な回復、育成を行い、土砂災害の防備及び生態系の保全に努める。</li> <li>・植栽を行う場合は、現状の植栽区分に従うよう努める。</li> </ul>	
屋外における物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共空間から容易に望見できない位置に集積し堆積するよう努める。</li> <li>・物件は整然と集積し堆積するよう努め、必要に応じ、その敷地の周囲に植栽を行う。</li> </ul>	
水面の埋立て又は干拓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・護岸等の整備に当たっては、できるだけ石材等の自然材料を用いるとともに、埋め立て後の土地は適度な緑化に努める。</li> </ul>	

別表：建築物・工作物の色彩基準



彩度の基準値

## 第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

### 1. 景観重要建造物の指定の方針

道路などの公共空間から誰もが容易に見ることができ、以下の基準に該当する建造物（建築物及び工作物）を対象に、所有者等の意見を聴いて指定する。ただし、文化財保護法の登録文化財、県の指定文化財などについては、原則、指定の対象外とする。

#### 【景観重要建造物の指定基準】

- ・地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること
- ・歴史的、生活文化的、又は建築的な価値が高いと認められること
- ・地域に親しまれ、愛されていること

### 2. 景観重要樹木の指定の方針

道路などの公共空間から誰もが容易に見ることができ、以下の基準に該当する樹木を対象に、所有者等の意見を聴いて指定する。ただし、国・県の指定天然記念物などについては、原則、指定の対象外とする。

#### 【景観重要樹木の指定基準】

- ・樹形や樹高など美観が優れていること
- ・地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること
- ・地域に親しまれ、愛されていること

## 第5章 良好な景観の形成のために必要な事項

### 1. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は、建築物や工作物に関する制限とともに、良好な景観形成にとって重要な要素であり、今後、屋外広告物の実態調査等を行い、景観に配慮した屋外広告物のあり方を検討し、市において独自の条例制定も視野に入れ規制誘導を検討していくものとする。

#### 【屋外広告物の景観形成方針】

- ・屋外広告物は、可能な限りその掲出数を削減する。
- ・周辺の景観との調和に配慮し、過度の表現による不調和又は著しい違和感を生じないように配慮する。
- ・建築物又は工作物に付属する屋外広告物は、当該建築物又は工作物との調和に配慮する。
- ・破損したもの、放置されたままのものは速やかに撤去するなど、屋外広告物の適正な維持管理に努める。

### 2. 景観重要公共施設の整備に関する事項

本市の公共施設のうち、良好な景観形成にとって重要なものについては、施設の管理者等と協議の上、景観重要公共施設に位置づけ、その整備に関する事項・基準について検討するものとする。

#### 【景観重要公共施設の指定方針】

- ・本市の景観の骨格を形成する拠点や軸などを構成するなど、良好な景観形成のために重要な役割を果たすべき公共施設
- ・本市の良好な自然景観や農地景観との調和が特に求められる公共施設
- ・良好な景観を再生・創出するなど地域の景観形成の先導的な役割を果たす上で重要な公共施設

### 3. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

本市は、雲仙岳裾野に広がる広大な畑作地帯、山あいには拓かれた段畑や棚田など、地理的な特性から独自の農業が営まれ、本市を特徴づける美しい農地景観を見ることができる。

これら良好な農地景観の保全・創出が必要な地域においては、保全・創出すべき地域の景観の特色、魅力ある景観を保全・創出するための方針を明確にし、景観と調和のとれた良好な営農条件を維持・確保するために、必要に応じて景観農業振興地域整備計画の策定等を検討する。

#### 4. 自然公園法の許可の基準に関する事項

本市においては、山間部に雲仙天草国立公園（特別保護地区、第1種～第3種特別地域、普通地域）が指定されており、自然公園法に基づく管理計画では、建築物・工作物、木竹の伐採、土砂の採取、広告物等について、色彩などの制限を設けており、地域外と比べて制限の強い景観形成基準が適用されている。

このようなことから、現段階では、自然公園法の許可基準に対して上乘せの許可基準を定める必要はないものと考えられるが、自然公園法の許可の基準では景観の維持・保全が困難となった場合は、上乘せ基準について、必要な事項を定めるものとする。